

114
A2319



日本之皇帝陛下左仲 茲公布ス

去十月十月中不烈願人ホラシオ、子ルソ、レ、自
分及英國ニある日人之朋友等日本ニあるレ、鐵道
を建築スルための余ニ政府ニ有平一ニ金子を前貸
スルことを命ず。然レ自分所存ニ財ニ是レ朋友ニ財を
有レ、江戸橋濱神戶及敦賀之各ニ鐵道を建築
スルためニ金子を余ニ前貸せんとの勢あり。其
且其費用を果當セ、ハ大元三百萬ポンドスルリ

民部省

大正十一年四月



ニシテ約定を極むる上連に鉄道に所掛し高様
金とるに何程か金等の方と出せしむと聊か
善交なりと旨申立るなり

千曾六十九年十月十四日付一書より余の改定と
別所約定を極む其極意も十一年中可償
返約定を以て百金ポンドを余のたむか用意
志を鉄道に所掛し五年に成りて積依て
引當として日本海軍税銀に收納高及び鉄道

成りて其收納高を前回人及其朋友管轄
たり極むるなり

右約定に實にを極むるに余等より多少に威
権を以て事切要なりと申し申立之られたる書面
を認め余等より名印を加ふる極意なり其意
味を余等より証明及び金とる約定に件を記載
せし公書と心得居るなり

此の公書面を唯約定に件に關係あるのみなり

ふも余の政府と他人との間新に公称する可引を
たは其を起るものとして其の極を考ふるも余が
る引請を費回するに心く余を以て他の如く
金子を借入るに合権をとりたるの事と見らる
し一如斯不白に受忍を以て余をより得るに権限
弄し余の名を稱し倫敦を以て公けし後
人より百萬ポンドを借入る事を取引あり依之
他人の如く政府と約定せし海軍を食く虚

無なり一更に約定し其の移自己に受忍せし

なり

お約定書を以て一百万ポンドを借入るに権
人にお當り引當を以て其の海軍及びの鉄道に
細に協力を以て引當を為し

故にレを余等の信を以てし者も最早他人自身
に決断し余を以て任じ置らんとし得るに後多
るに余を以て前約定書を以て取引せし余を以て

存る不遺に

右に記す所を以て金の政府に利益を考ふるべき
 十二月十四日付の書面を以て日人等に命する職務
 を知介し以て未だ金の事務の關係を以てなく
 且是と金貨の名を稱する事の諸件を以て
 廢止し其の手續を以て之を以て許可せざるは
 其の及ぶる事なると思ふなり依之今此
 書面を以て之に職務を免し借銀及び鉄道運

業その他之事件より余等は以て自分又は代人
 を以て之に知務を命し新に約定をなし或ハ之
 の物の質入引當りたるを返報する權を引揚法
 規に之を引を禁むる即ち十二月十四日付の書面及
 び他の手續を以て其の權理便宜なるを以て
 之を金貨方より引揚也

今此書面を以て倫敦にオリエンタル銀行會社命
 し其のコントラクトがレクシヤを以て金貨方の代人とす

一、又ハ其代人等と右事件と協定を以て其の金
 権を以て之を信託銀と爲すを以て其の相當の利
 銀を以て之を以て引當を以て進出
證券持主
 し鐵道建築を以て其の要するものあり
 首長或ハ取扱人建築方其外此事ニ關係す
 る人等を以て進出之に古爲之信託を以て信
 託銀と爲す證票持主と爲し引當となす
 鐵道建築を以て其の要するものあり

斗ふ事と命と也

大藏